

## 聖籠町選挙管理委員会規程第1号

聖籠町議会議員及び長の選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

聖籠町選挙管理委員長 長谷川 進一

聖籠町議会議員及び長の選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

聖籠町議会議員及び長の選挙公報の発行に関する規程（昭和58年聖籠町選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「政見写真等」を「政見、写真等」に改め、「又は別記第2号様式の2」を削り、「その指定する期日までに」の次に「郵便等によることなく、直接」を加える。

第3条第1項中「6ヶ月以内」を「6箇月以内」に、「縦3センチメートル」を「縦4.5センチメートル」に、「横2.5センチメートル」を「横3.5センチメートル」に改め、同条第2項中「、党派」及び「及び立候補届出受理番号」を削る。

第7条第1項中「第2条第1項の規定による指定期日の午後5時15分に聖籠町役場内において」を「委員会が告示で定めた日時及び場所において」に改める。

第9条中「当用漢字（昭和21年内閣告示第32号及び昭和24年内閣告示第1号による漢字）」を「常用漢字（常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に掲げる漢字をいう。以下同じ。）」に、「当用漢字」を「常用漢字」に改める。

第10条第1項中「公職選挙法」の次に「（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）」を加え、「同」を削る。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（選挙公報掲載文原稿用紙）

聖籠町 選挙  
公報用原稿用紙


附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。